

中国における個人所得税の基礎と実務取り扱い

～新就労許可制度による影響等、最新トピックも踏まえて解説～

《開催要領》

※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2017年 4月 27日(木) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム (東京: 麹町)

《ご参加頂きたい方》

経理部門、税務・財務部門、人事・労務部門、海外子会社管理部門など関連部門のご担当者
※講師とご同業の方はご参加頂けない場合がございます。予めご了承ください。

講師 キャストコンサルティング(上海)有限公司 税理士 永野弘子 氏

講師紹介
鹿児島大学法文学部法学科卒業、文部省事務官として勤務。その後北京留学を経て、2001年税理士登録。2005年キャストコンサルティング(上海)広州分公司代表、2007年より上海勤務。(中国業務歴10年以上)



《申込書送付先》 FAX▶ 03-5215-0951 ※当会HPからも申し込み頂けます。企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	34,560円(本体価格 32,000円)	一般	37,800円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

171318-0505 (※) 中国における個人所得税の基礎と及び実務取り扱い			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■参加要領: 申込書はFAX、または下記担当者宛E-mailにてお送り下さい。当会ホームページからもお申し込み頂けます。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])
※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。
■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 公開セミナー事業グループ 担当/民秋・川守田 E-mail: tamiaki@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 麹町M-SQUARE 2F

■開催にあたって■

中国へ派遣される駐在員については、中国での滞在日数、日中両国での給与の支給、年度途中での着任・帰任、駐在中の退職金支給等、各種事情を考慮して中国での個人所得税を納付する必要がありますが、中国での個人所得税の課税ルールを正確に理解していないと知らないうちに課税漏れが発生していたということになりかねません。

今回のセミナーでは、中国の個人所得税の理論はもちろんのこと、実務上の取り扱いについても事例を交えてわかりやすく解説します。

また、外国人の社会保険加入に係る現況、及び現在、中国就業関係で最もホットな話題となっている外国人の新しい就労許可制度によって引き起こされる個人所得税問題についても解説します。

■プログラム■

1. 中国における個人所得税の特徴と概略

- (1) 納税義務者の判定---居住者・非居住者の定義
- (2) 5年超居住者と1年以上5年以下居住者の取扱
- (3) 中国個人所得税の税額計算方法と税率
- (4) 非課税所得、課税所得になるものとは?
- (5) 給与・賞与課税計算ルール及び実際の申告計算シート
- (6) 中国の申告納税(確定申告)について

2. 日中双方での税務

- (1) 着任時、帰任時の日中を跨がる課税処理
- (2) 中国現地法人に出向する社員に対する日本給与の取扱
- (3) 日本で役員地位にある駐在員が受け取る役員報酬の取扱
- (4) 中国で退職を迎える社員の退職金及び退職後の年金の取扱

3. 出張者の税務

- (1) 短期滞在者の免税規定(183日ルール)と例外
- (2) PE問題と個人所得税

4. その他諸問題

- (1) 駐在員が日本で確定申告しなければならない所得
- (2) 外国籍人員への社会保険の適用
- (3) 本社採用中国籍従業員の中国派遣にかかる課税問題

5. 新就労許可制度によって引き起こされる個人所得税問題

6. 質疑応答

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで 2種類のセミナーをご案内しております。